

火災発生

あなたは
どうする?
なにをする?

いざというときに大事な3つの初動対応

通報

周囲の人や消防機関、防災センターにいち早く火災発生を伝えましょう!

- 周囲の人々に大きな声で火事を知らせる。
- 非常ベルのボタンを押す。
- 119番通報をする。

※自動火災報知設備が感知したら現場に急行し、状況を確認する。



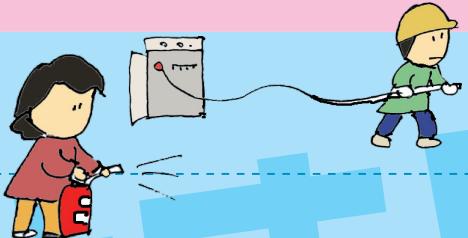
オススメ

通報用のメモを用意

- 職場の住所を伝えられるように…
- 火元、けが人などの情報も伝える

消火

消火器を持って火元に向かい消滅しましょう。
天井に炎が達するまでが勝負!



- 消火器で消火できない場合は、屋内消火栓設備を使用する。
- 消火器や屋内消火栓設備の使い方や設置位置を覚えておく。



避難誘導

誘導をする際、明確に指示を伝えましょう!

- 火元の部屋のドアを閉める。
- 火元から遠い避難口へ誘導をする。
- 放送などで建物内に火災の発生を知らせ、避難誘導をする。

オススメ

非常放送用文例を用意

- 焦らずに情報を伝えられるように
- 操作方法も確認しておく

総合訓練

通報、消火、避難など一連の流れを訓練しよう!

消防計画に基づき、それぞれの役割を果たせるように訓練しましょう。

オススメ

訓練時の出火場所を毎回変更する

思わずことに気づくかも

訓練の緊張度もUP

訓練を実施する際には、あらかじめ消防機関に連絡する必要があります。

防火管理制度

尊い命と財産を守るために

消防法では、防火対象物の管理について権原を有する者に、防火管理者を定め、消防計画を作成させ、消防計画に基づく防火管理上必要な業務を行わせるよう義務づけています。

選任した防火管理者及び消防計画を所轄の消防長・消防署長に届け出る義務があります。

(消防法第8条、消防法施行令第1条の2、第3条、第3条の2、消防法施行規則第3条、第3条の2)



管理権原者の責務

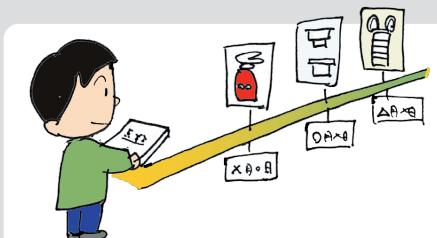
- 防火管理の最終的な責任者です。(建物所有者、事業主など)
- 防火管理者に消防計画を作成させ、防火管理業務を指示、監督します。**防火管理者の選任・届出**

防火管理者の責務

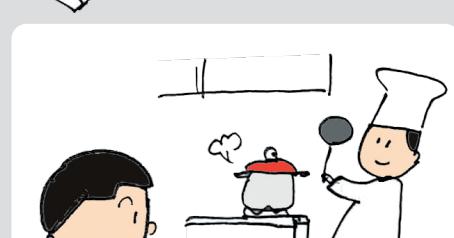
- 防火管理業務の推進者です。
- 消防計画を作成し、防火管理業務を行います。



消火、通報及び避難訓練の実施



消防用設備等の点検及び整備



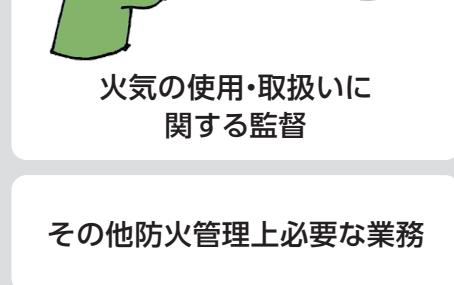
火気の使用・取扱いに関する監督



収容人員の管理



避難・防火設備の維持管理



その他防火管理上必要な業務

防火管理者を選任していない又は防火管理業務を適正に実施していない

消防法令に基づく命令や罰則の対象となります。

